

国交省、あおり運転を行政処分基準に追加

Edited By LogisticsToday On 2020/10/15

国土交通省は15日、道路運送法の改正・施行に伴い、あおり運転などの妨害運転を「悪質違反」として、自動車運送業者に対する監査方針と行政処分基準に追加する方針を明らかにした。

行政処分、運行管理者資格者証の返納命令、輸送安全確保命令の基準や、監査の端緒となっている「悪質違反」は、これまで酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行、救護義務違反(ひき逃げ)——が対象となっていたが、これに妨害運転が追加される。

国交省は、11月13日までこの変更に対する意見を公募し、11月27日の施行を目指す。

■意見公募の要領

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000207607>

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/402730>

Copyright © 2020 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.